

令和8年 第7回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：令和8年7月24日（金）15時00分から15時30分

2. 開催場所：宮代町役場 202会議室

3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	金窪 実	○
3	熊倉 豊	○	4	大澤 亨	○
5	先崎 敦子	○	6	日下部 好克	○
7	並木 孝之	○	8	渡邊 繁	○
9	島村 忠雄	○	10	関根 武男	○
11	深井 一郎	○	12	伊草 俊行	○
13	岡村 由紀江	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第3	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
日程第4	3条許可に伴う営農計画書の審査について

5. 農業委員会事務局職員

事務局 産業観光課長	田中 啓之
産業観光課主幹	鈴木 功
農地調整担当主査	友部 啓介
農地調整担当主任	松本 国大
農地調整担当主事	阿久津 実里

◎開 会

(会長)

皆さん、こんにちは。総会につきましては効率よく進めたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。本日の出席委員は、14 名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和 8 年第 7 回農業委員会総会を開会いたします。日程第 1 の議事録署名委員の指名についてですが、「9 番 島村委員」と「10 番 関根委員」を指名します。続きまして、日程第 2・議案第 20 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は 1 件案件がございます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、1 件目の案件についてご説明させていただきます。議案書をご覧ください。申請地は、宮代町 ■■■■■■■■ 地内の畑 2 筆で、面積は合計 483 m²です。申請者は宮代町内にお住まいの方です。転用目的は「住宅の敷地拡張」です。なお、こちらは「転用追認」の案件となります。「転用追認」とは、都市計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域の区域区分が決定された昭和 45 年 8 月以前から地目が田畑の土地を、住宅敷地など農地以外の用途として使用していたと認められた場合、許可申請を認めるものです。農地法第 4 条の許可申請は自己転用ですので、権利移転は発生せず、地目が宅地に変更となります。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターをご覧ください。それでは、本申請の経緯についてご説明いたします。申請地は隣接している既存建物と一体的に住宅敷地として都市計画法上の区域区分が決定された昭和 45 年以前から利用されていたことが確認できたため、今回の申請に至りました。申請地の位置については、「案内図」、「位置図」をご覧ください。■■■■■■■■■に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。隣接する農地が 3 筆ございますが、申請者が所有している農地のため問題はございません。続きまして、「土地利用計画図」をご覧ください。今回の申請地はこちらの赤枠部分です。「転用追認」の案件となり、地目を畑から宅地に変更する手続きとなりますので、申請地内での新規の土地利用計画はございません。現況についてはこちらの写真のとおりです。以上で 1 件目の案件の説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしくお願いします。

(会長)

それでは、ご審議願います。

(■番 ■■委員)

先ほど会長、■■委員および事務局と現地確認いたしました。問題ないと判断します。ご審議、よろしくお願いいたします。

(■番 ■■委員)

家の近くでしょっちゅう行ったり来たりしていますので、よく知っているお家です。問題ないかと思います。宜しく願い致します。

(会長)

この件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件については「やむを得ない」とすることといたします。続きまして日程第 3・議案第 21 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を上程いたします。借受人ごとにご審議をお願いしてまいりますが、本日まで出席いただいている農業委員に関わる案件がございますので、「宮代町農業委員会会議規則」第 11 条の「議事参与の制限」に該当しますことから、案件の説明と審議の際はご退席いただくこととなります。それでは、■■■委員、ご退席願います。

< ■■■委員 退席 >

それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第21号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」、ご説明いたします。本議案は、宮代町が埼玉県農地中間管理機構へ提出いたします、別紙「農用地利用集積等促進計画（案）」に対しまして、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を聴くものとされておりますことから、意見を求めるものでございます。

お手元の議案書の「農用地利用集積等促進計画（案）」をご覧ください。まず、「議事参与の制限」によりご退席いただいている「■■■委員」に関わる案件であります、「1番」から「39番」につきまして、ご説明いたします。農地の所有者は全体で8人、貸借の対象となる農地は、■■■■■■■■地内の田1筆、■■■地内の田3筆、■■■地内の田4筆、■■■地内の田2筆、■■■■■■■■地内の田25筆、■■■地内の田3筆、■■■■■■地内の田1筆、合計39筆で、面積は全体で14,366.25㎡でございます。借り受ける耕作者は■■■■にお住まいの方で、権利の種類は「使用貸借」、内容は「水田利用」、貸借期間は令和8年10月1日から令和14年9月30日までの「6年間」です。「■■■委員」に関わる案件については、以上でございます。

(会長)

それでは、「■■■委員」に関わる「1番」から「39番」について意見を伺います。何かございませんか。この件に関しまして「承認」することとしてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

それでは、この件について「承認」とすることといたします。■■■委員、お戻りください。

<■■■委員 入室・着席>

続いての案件につきましても、本日ご出席いただいている農業委員に関わる案件でございますので、「宮代町農業委員会会議規則」第11条の「議事参与の制限」に該当しますことから、案件の説明と審議の際はご退席いただくこととなります。

それでは、■■委員、ご退席願います。

<■■委員 退席>

それでは、事務局説明願います。

(事務局)

続きまして、ご退席いただいている「■■委員」に関わる案件であります、「40番」から「42番」につきまして、ご説明いたします。農地の所有者は1人、貸借の対象となる農地は、■■■■■■■■■■地内の田1筆、■■■地内の田2筆、合計3筆で面積は全体で1,878㎡でございます。借り受ける耕作者は■■■にお住まいの方で、権利の種類は「使用貸借」、内容は「水田利用」、貸借期間は令和8年10月1日から令和14年9月30日までの「6年間」です。議事参与の制限に関わる「■■委員」の案件については、以上でございます。

(会長)

それでは、「■■委員」に関わる「40番」から「42番」について意見を伺います。何かございませんか。この件に関しまして「承認」することとしてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

それでは、この件について「承認」とすることといたします。「■■■委員」、お戻りください。

<■■■委員 入室・着席>

続いての案件について、事務局説明願います。

(事務局)

続きまして、「43 番」から「48 番」につきましてご説明いたします。農地の所有者は 1 人、貸借の対象となる農地は、■■■
■■■■地内の田 6 筆、面積は合計 4,759 m²でございます。借り受ける耕作者は■■■■地内にお住いの方で、権利の
種類は「使用貸借」、内容は「水田利用」、貸借期間は令和 8 年 10 月 1 日から令和 14 年 9 月 30 日までの「6 年間」で
す。以上でございます。

(会長)

それでは、「43 番」から「48 番」について意見を伺います。何かございませんか。この件に関しまして「承認」することとしてよろ
しいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

それでは、この件について「承認」とすることといたします。続いての案件について、事務局説明願います。

(事務局)

続きまして、「49 番」から「68 番」につきましてご説明いたします。農地の所有者は 3 人、貸借の対象となる農地は、■■■地
内の田 20 筆、面積は合計 6,291.16 m²でございます。借り受ける耕作者は■■■地内にお住いの方で、権利の種類は「使
用貸借」、内容は「水田利用」、貸借期間は令和 8 年 10 月 1 日から令和 14 年 9 月 30 日までの「6 年間」です。以上で
ございます。

(会長)

それでは、「49 番」から「68 番」について意見を伺います。何かございませんか。この件に関しまして「承認」することとしてよろ
しいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

それでは、この件について「承認」とすることといたします。 続いての案件について、事務局説明願います。

(事務局)

続きまして、「69 番」につきましてご説明いたします。農地の所有者は 1 人、貸借の対象となる農地は、■■■地内の畑 1 筆、
面積は 1,018 m²でございます。借り受ける耕作者は■■■地内にお住いの方で、権利の種類は「使用貸借」、内容は「普通
畑利用」、貸借期間は令和 8 年 10 月 1 日から令和 14 年 9 月 30 日までの「6 年間」です。以上でございます。

(会長)

それでは、「69 番」について意見を伺います。何かございませんか。この件に関しまして「承認」することとしてよろしいでしょ

か。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

それでは、この件について「承認」とすることいたします。続いての案件について、事務局説明願います。

(事務局)

続きまして、「70 番」から「78 番」につきましてご説明いたします。農地の所有者は 5 人、貸借の対象となる農地は、■■■地内の田 1 筆、■■■地内の畑 7 筆、■■■地内の畑 1 筆、面積は合計 7,489 ㎡でございます。借り受ける耕作者は■■■地内にお住まいの方で、権利の種類は「使用貸借」、内容は田においては「水田利用」、畑においては「普通畑利用」、貸借期間は令和 8 年 10 月 1 日から令和 14 年 9 月 30 日までの「6 年間」です。以上でございます。

(会長)

それでは、「70 番」から「78 番」について意見を伺います。何かございませんか。この件に関しまして「承認」することとしてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

それでは、この件について「承認」とすることいたします。最後の案件について、事務局説明願います。

(事務局)

続きまして、最後の「79 番」から「93 番」の案件につきましてご説明いたします。

農地の所有者は 4 人、貸借の対象となる農地は、■■■地内の畑 4 筆、■■■地内の畑 11 筆、面積は合計 10,147 ㎡でございます。借り受ける耕作者は■■■地内にお住まいの方で、権利の種類は「使用貸借」、内容は「普通畑利用」、貸借期間は令和 8 年 10 月 1 日から令和 14 年 9 月 30 日までの「6 年間」です。以上でございます。

(会長)

それでは、最後の案件「79 番」から「93 番」について意見を伺います。何かございませんか。この件に関しまして「承認」することとしてよろしいでしょうか。最後に、「農地中間管理事業に関わる今後のスケジュール」について、事務局説明願います。

(事務局)

今後のスケジュールについてご説明いたします。まず、本日の農業委員会総会で「農用地利用集積等促進計画（案）」に対する意見を決定していただいたのち、農業委員会から町に提出された意見書に基づき、町は埼玉県農地中間管理機構に対し「農用地利用集積等促進計画に係る意見書」を提出します。次に、埼玉県農地中間管理機構において「農用地利用集積等促進計画」が定められたのち、埼玉県に対し承認申請が行われます。埼玉県においては、「農用地利用集積等促進計画」の公告・縦覧が行われ、その後、認可されることとなっております。これらが順調に進みますと、令和 8 年 9 月末付けで認可される運びとなります。説明は以上でございます。

(会長)

続きまして、日程第 4「農地法第 3 条の許可申請に伴う営農計画書の審査について」を上程いたします。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは営農計画書をご覧ください。まずはこちらの営農計画書についてご説明いたします。宮代町農業委員会では、令和

6年4月から経営面積が20a未満の方が農地を取得する際には、3条許可申請を行う前に、営農計画書を提出していただき、まずは営農計画書の審査を受けてから、3条許可の申請をする仕組みに変更しています。営農計画書提出から申請・許可が下りるまでのフローを皆様に共有させていただきます。まず、営農計画書提出から3条の許可が下りるまでの期間はスムーズにいけば概ね3か月程度となり、総会には営農計画書で2回、3条の許可申請で1回の計3回諮らせていただきます。3回のうち1回は営農計画書の説明のみのため、皆様に審議をしていただくのは2回になっております。それでは具体的なフローについて順を追って説明させていただきます。まず、経営農地が20aに満たない方が農地の所有権を取得したい場合、町に営農許可書を提出していただきます。提出していただいた営農計画書を、必要に応じて申請者に疑義照会をかけたうえで、まずは事務局が審査を行います。事務局での審査が完了次第、1回目の総会に諮ります。ここでは事務局から皆様に、営農計画書の内容や今回申請予定地の状態について説明させていただいた上で、皆様からのご質問を受け付ける期間を設けます。いただいたご質問については、申請者と事務局の方でやり取りを行い、回答票を作成します。準備が完了次第2回目の総会に諮ります。ここでは、回答票をお配りし、申請者から聞き取りを行った情報を皆様に共有した上で、今回の申請者が3条許可申請で許可ができる見込みがあるかどうかをご審議いただきます。審議の結果、見込みがあると判断された申請者については、3条許可申請の準備を行っていただき、準備が完了次第3回目の総会にかけ、皆様にご審議いただきます。審議の結果、許可相当であると判断された場合は、申請者に許可が下りるという流れです。

なお、1回目～3回目の総会については、必ずしも連続で行われるものではなく、申請者の準備が出来次第、総会に諮ることになりますので、ご承知おきください。それでは、営農計画書についてご説明いたします。この度、経営面積が20aに満たない方から、営農計画書の提出がありましたので、皆様には内容をご確認いただき、ご質問やご意見がある場合は、お配りしている質問票に記載の上、8月7日までに提出してください。なお、営農計画書につきましては、次回、皆様からいただいた質問を、事務局から回答した上で審議をしていただきますので、今回は提出のあった営農計画書の概要をご説明するのみとなります。それでは、内容についてご説明いたします。お手元の議案書等の資料およびモニターをご覧ください。今回営農計画書を提出されたのは、春日部市内にお住まいの方です。家庭菜園からの規模拡大のため、今回営農計画書を提出したとのことでした。今回の申請地は、■■地内の6筆で面積は3,292㎡になります。位置につきましては、お手元の資料およびモニターをご覧ください。次に営農計画や申請者の情報についてご説明いたします。まず、作付け予定の作物は、ささげおよび試験栽培としてひよこ豆とのことでした。農機具については、軽トラック、耕うん機、草刈機、噴霧器、脱穀機を取得予定です。申請者の農業経験につきましては、家族所有の小規模農地で豆、トマト、パクチー、バナナリーフ等の栽培・管理を10年従事した経験があるとのことでした。年間作業日数については、159日従事するという記載がされています。最後に、申請予定地の現況についてご覧ください。説明は以上となります。

(会長)

ただいまの件に関しまして、意見等がある場合は、意見書を指定期日までに事務局へ提出をお願いします。なお、営農計画書の審議については、意見や質問を取りまとめたうえで来月の総会にて行っていただきます。ご承知おきください。続きまして「報告事項」について、事務局、報告願います。

(事務局)

今回の報告事項について、ご説明させていただきます。今月は各種届出の締め日が7月10日になっておりました。農地法4条、5条の届出はございませんでした。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告につきましては、「宮代町農業委員会会長専決規程」に基づく専決事項であります。このことから、質疑等については割愛させていただきます。以上をもちまして、令和8年第7回農業委員会総会における審議・報告案件の全てを終了いたします。

閉会

以上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名する。

令和8年8月25日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____